

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

身近な存在「契約」とは

土地や車を買うなどの大きな買い物だけでなく、飲み物を買う、映画を見るなどの日常的に行う買い物も契約に含まれます。

契約とは「法的な拘束力を持つ

約束」と言われており、消費者の申し出に対し、事業者が承諾することにより成立します。

契約は双方が同意することで成立します。消費者には代金を支払う義務が発生し、事業者には消費者が求めるものを引き渡す義務が発生します。これらの義務が守られない場合、片方の者は契約の達成を要求し、場合によっては損害賠償の請求や契約の解除などを求めることができます。

車などの大きな取引には契約内容や条件が複雑になり契約書に書かれた内容や約款、口頭による説明が重要になり、義務関係やトラブルによるペナルティが複雑になります。

契約成立 /

はい
〇〇円です。



これください。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月)~(金)午前9時~午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



消費者の
心得

- ① 多くの場合契約は口約束で成立しますが、契約内容や条件は必ず確認する習慣をつけましょう。
- ② 特に大きな取引や内容がわかりにくい契約については、事業者へ説明を求め、自分自身で契約内容や条件などを理解しましょう。
- ③ 契約には法的な責任が伴うため、原則として一方の都合だけでやめることはできません。しっかり考えて契約をしましょう。